知って得する林業特集

【問合せ】農林課 農地林務班 ☎773・6663

森林をお持ちの人へ、森林整備をお手伝い

ふるさと里山再生整備事業

集落周辺の荒廃した里山整備に対し、必要経費を補助します(上限: 必要となる経費の90%)

民有林保育事業

林を手入れする委託経費に対し補助します(上限:国・県・市合わせて経費の80%) ※それぞれ補助対象条件など詳しくは、お問い合わせください

市内産木材を使う補助金

南魚沼の木で家づくり事業

概要 個人住宅の新築、増築で使う市内産木材の購入費の1/3を補助(上限:50万円)

申請 市内の工務店が申請します。まずは市内の工務店にご相談ください ※予算に限りあり

※新潟県産材家づくり支援事業との併用も可能です。詳しくは、南魚沼地域振興局 林業振興課 (☎772・8262) にお問い合わせください

こんな時は、届出・報告が必要です

事前に届出が必要

森林の土地を売りたい、 他人へ贈与したいなど

水源地域の保全に関する県の条例

- 森林の譲渡などを行 う人が対象(相続は 対象外)
- 売買契約などの30日 前までに届出が必要

森林の近くで焼畑や 害虫駆除などのために 火入れをしたい

火入れ許可申請

- 森林から1km以内の 場所が対象
- ・火入れする30日前ま でに申請が必要
- ※野焼きを許可するも のではありません

山に入って 木を切りたい

伐採及び伐採後の造林 届出書

- ・伐採と伐採後の造林 届出書:伐採する30 日前までに届出が必 要
- 森林の状況報告:造 林完了日から30日以 内に報告が必要

事後に届出が必要

森林の土地を相続した、 他人から買った

森林の土地所有者届

・新たに森林の所有者 になった日から90日 以内に届出が必要



【問合せ・提出先】 南魚沼地域振興局 林業振興課 ☎772・8262







【問合せ・提出先】 農林課 農地林務班 ☎773・6663

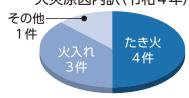
※上記の届出書などは、すべて市ウェブサイトからダウンロード可

林野火災に注意しましょう

春は空気が乾燥し、風が強いため林野火災が起きやすい季節です。火入れを行う際には気象状況や周辺の状況に注意し、火の後始末を確実に行いましょう。

※林野火災を発見したら、すみやかに消防(119番)へご連絡 ください

火災原因内訳(令和4年)



※新潟県全体